

令和7年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業
委託業務公募要領（2次公募）

令和7年4月

環境省 地球環境局

1 事業の目的

2022年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書第3作業部会報告書によると、世界のGHG排出量の約7割が都市由来とされており、パリ協定で定める1.5度目標の達成に向けては、都市における気候行動の加速が必要不可欠である。日本は、国と都市が協働して、ゼロカーボンシティの実現に向けて、2021年6月に策定された地域脱炭素ロードマップの下、脱炭素先行地域を100か所以上創出し、全国に拡大する取組を進めている。

世界全体での脱炭素社会の実現に向けては、特に経済成長が著しいアジアにおいて、持続可能な脱炭素社会構築への動きを加速させることが必要であり、社会経済の発展を支える活動の場である都市の脱炭素化に向けて、国際的にも都市の取組を支援する動きが強化されている。

一例として、日本国環境省では世界の都市が直面する今日的課題に多角的に対処するため、本事業を軸として、2023年2月、JICAとともに、クリーン・シティ・パートナーシップ・プログラム（C2P2）を立ち上げた。本プログラムは、日本の自治体や民間企業、金融機関と連携し、技術や資金の更なる動員を図り、パートナー都市における気候変動、環境汚染、循環経済、自然再興（ネイチャーポジティブ）を含む都市課題に対して包括的かつ相乗的な支援を提供するものである。また、G7をはじめとする同志国や国際開発金融機関を含む他の主要なステークホルダーとの連携を推進する。

本事業では、日本の研究機関・民間企業・大学等が、脱炭素社会形成に関する経験やノウハウ等を有する本邦都市とともに、パートナー都市における脱炭素社会形成への取組及び脱炭素社会の形成に寄与する設備の導入を支援するための調査事業を公募する。

2 公募対象

（1）対象事業

対象事業は、日本の研究機関・民間企業・大学等が、脱炭素社会形成に関する経験・ノウハウ等を有する本邦都道府県、市区町村等（以下、「本邦都市」という）とともに、海外の調査対象の地域・都市（以下、「パートナー都市」という）の実情に応じてJCM（二国間クレジット制度）を通じた脱炭素技術導入等の脱炭素社会形成を促進する事業とする。

なお下記の①～⑦の業務を含めること。

① 成果物

- ・ 報告書日本語版 100 枚程度（含 ワークショップ資料）を想定。紙媒体 8 部
- ・ 日本語版概要版、英語版概要版（各 PPT 形式 3 ページ程度）
- ・ 上記 2 つを含めた電子媒体（DVD-R 等） 1 部

② 月次報告（下記項目を含み word または Pdf 書式、A4 判 1 枚程度とする）

- ・ 月次レベルの進捗報告、渡航報告書、翌月以降の調査・イベント（ワークショップ等）予定
- ・ 翌月の最初の 1 週間程度を目安に提出すること

③ 報告会（進捗報告会等）

- ・ オンラインを想定
- ・ 3 回程度／年（契約締結時、中間報告、最終報告）

※ただし環境省の担当官から求めがあった場合追加となることがある。

④ 現地調査、パートナー都市の本邦招聘及び情報共有等（現地コンサルタント等の活用を含む）

- ・ 2 回程度／年（オンライン配信機材や会場の借料及び損料等を費用計上しておくこと）
- ・ 渡航計画（目的・スケジュール・訪問先等）を事前に環境省へ提出し、渡航後は渡航報告書（調査結果等を含めること）を提出すること
- ※⑤現地ワークショップと合同で実施するよう留意すること

⑤ 現地ワークショップ

- 1 回程度／年（オンライン配信機材や会場の借料及び損料等を費用計上しておくこと）

※④現地調査と合同で実施するよう留意すること

※環境省主催の政策対話及び他省庁国際会議等（いずれもオンライン開催を含む）との連携を図れるよう留意すること

⑥ 関係会議での発表、調整対応等

- ・ 日本国内において 1 回程度／年
- ※具体的な会議については、環境省と相談し決定すること

⑦ 環境省以外の支援機関との連携

環境省から提供される情報も含めて、パートナー都市を対象とする諸外国・国際機関の支援プログラムを把握し、活動計画の共有、ワークショップの共同開催、資金支援プログラムの活用等の連携を模索し、実施すること。特に JICA 現地事務所と 1 回程度／年協議すること（オンラインも含む）

（2）対象分野

対象分野は、様々なセクターにおける省エネルギー、再生可能エネルギー、水素等の脱炭素技術等（エネルギー起源二酸化炭素排出削減に資するものであり、かつ、脱炭素社会形成を促進する事業）とし、各分野における設備導入等を促進するための制度構築

支援を含む。

(3) 対象国

対象は JCM パートナー国及び候補国（インド共和国、ブラジル連邦共和国、マレーシア、南アフリカ共和国、トルコ共和国）を優先国とする。

3 応募資格条件

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (5) 公募要領において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) 令和 07・08・09 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」において、開札時までに「A」、「B」又は「C」級に格付されている者であること。
- (7) 本邦都市とパートナー都市の間に都市間連携協定及びこれに準ずるものが締結済みであること、又は締結を視野に入れて本事業を実施すること。
- (8) 本邦都市とコンソーシアムを組成し、支援対象となるパートナー都市と連携して取り組むこと。
- (9) 共同で実施する本邦都市及び、パートナー都市からの関心表明レターを取得すること。またパートナー都市からの関心表明レターは和訳を添付すること。2 ヶ年目以上となる事業については、本邦都市・パートナー都市以外のステークホルダー（将来、案件化した際に国際コンソーシアムメンバーとなる予定の者等）からの関心表明レターを入手していることが望ましい。

4 事業期間

事業期間は、1 フェーズ 3 年を区切りとし、最大 2 フェーズ（合計 6 年）までとする。同一の本邦都市・パートナー都市の組み合わせによる 7 年以上の実施は認めない。（途中に中断期間がある場合も同様に合計 6 年までとする）委託契約の締結は年度毎に行うこととし、令和 6 年度に実施中の事業については、過年度の成果も踏まえて採択の可否について審査を行う。

令和 7 年度の契約期間終了日は令和 8 年 3 月 13 日（金）とする。

5 事業対象費用

本事業では、環境省と業務の委託契約を結ぶことにより事業を行う。契約金額（事業費用）の上限目安は応募調査1事業当たり以下のとおり想定する（採択件数は通年で20件程度を想定）。

最大：18百万円／年（税込み）

調査事業の具体的な金額は応募内容を精査の上決定するため、契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではない。

また、中間報告時の事業進捗、成果等によっては中止、又は減額等の措置をとることがある。

本事業は、応募内容をもとにした業務委託契約に基づいた事業を実施するものであり、具体的な対象費用は下記のとおりとする。

経費の区分			内容
直接 経 費	人 件 費	人件費	委託業務に直接従事する者（業務従事者）の人件費。以下、①～②をいう。 ① 業務従事者の給与であって、有給休暇、法定福利費、諸手当（通勤手当、扶養手当、勤務地手当、退職手当（環境省業務に専従する者に限る））、賞与等を含む。 ② 他機関からの出向者の給与
	業 務 費	諸謝金	委託業務を行うために必要な謝金。以下、①～④をいう。 ① 委託業務で実施する検討委員会等の外部委員に対する出席謝金 ② 講演会等に招聘した外部専門家への講演謝金 ③ 個人の専門的技術による役務の提供への謝金（技術指導・原稿執筆・査読・校正等） ④ その他委託業務の実施に必要な謝金
		国内旅費	委託業務に直接必要な国内出張に係る交通費、宿泊費、宿泊手当等。
		外国旅費	委託業務に直接必要な海外出張に係る交通費、宿泊費、宿泊手当、旅行雑費（査証手数料・予防注射料・出入国税・ESTA 手数料等）等。
		委員等旅費	委託業務で実施する検討委員会等の外部委員や講演会等に招聘した外部専門家等に対する旅費。
		会議費	委託業務に直接必要な会議、シンポジウム、セミナー等の開催に伴う飲料費。

		備品費	委託業務に直接必要な備品（取得価額が 20 万円以上あって、消耗品に該当しないもの）の購入経費。各事業の取扱いにより備品の購入ができる場合がある。
		消耗品費	委託業務に直接必要な物品の購入費で、以下①～④に該当するもの。 ①取得価格 20 万円未満の物品 ②取得価格 20 万円以上であって比較的長期（概ね 2 年）の反復使用に耐えない物品（例：試薬・実験用材料等） ③比較的長期の反復使用に耐えるが比較的破損しやすい物品（例：実験用材料（ガラス製）等） ④2 年を限度としてその用を成さなくなる物品（例：定期的に更新される地図データや衛星写真等）
		借料及び損料	委託業務に直接必要な機械器具類等のリース・レンタル料や損料、会議等の開催にあたって必要な会場借料、土地等の不動産の借料など。
		賃金	委託業務に直接必要な業務補助を行う補助員に対する給与。
		通信運搬費	委託業務に直接必要な物品等の運搬費、郵便料、データ通信料等。
		光熱水費	電気・水道・ガス料金等の光熱水費。
		印刷製本費	委託業務に直接必要なパンフレットや検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費。
		雑役務費	委託業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務（当該業務に必要な機器のメンテナンス費、速記料、通訳料、翻訳料等）に要する経費。
		外注費	委託業務に直接必要な経費のうち、受託者が直接行うことができない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費。 ※原則として、人件費、業務費および一般管理費の合計値の 1/2 以下とする。
共同実施費	共同実施費	共同実施費	委託業務を実施するに当たって受託者とともに業務を分担する機関（共同実施者）に対して委託業務の一部を委託する経費。
間接費	一般管	一般管理費	委託業務を行うために必要な経費のうち、業務に要した経費としての特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費。役職員の手当や管理

	理 費		部門などの管理経費、事務所の家賃、光熱水料、回線使用料、汎用文具等に要する経費で委託業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費として計上するもの。
消 費 税	消 費 税	消費税	消費税及び地方消費税（10%）

※この他、経費の取扱や精算に必要な書類等については、「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」（令和6年3月環境省大臣官房会計課）及び地球環境局地球温暖化対策課が定めるマニュアルに準じます。

(<https://www.env.go.jp/content/000214442.pdf>)

積算に当たっては、「2 公募対象」（1）対象事業 ①～⑦を織り込むこと。ただしこの積算対象は令和7年度分のみとする。尚、情勢等の変化により現地渡航が不可能となった場合は、環境省担当官と対応方針等について相談することとする。

6 審査の実施

事業の審査は環境省において実施する。審査に当たっては必要に応じてヒアリングを実施する（オンラインを予定。ヒアリング対象者には書面審査後個別に連絡する）。

前述の「2 公募対象」や「3 応募資格条件」等を満たした応募内容について、以下の評価基準に基づいて応募内容を審査した上で、予算総額の範囲内において選定し、契約候補案件とする。なお、事業の内容、事業費や実施体制等について、協議の上、変更をお願いする場合がある。（詳細は別添4参照）

	評価基準	審査基準
1	① 事業全体の評価	・ 事業全体の独自性、事業に参画するステークホルダーの妥当性、信頼性、関心（関心レターの有無等）について評価する。独自の技術を有する本邦都市の地場の企業の参画が特に見込まれる場合は加点する。 ・ 継続案件については、過年度の成果について評価する。令和6年度にフェーズ1の最終3ヶ年目を迎えフェーズ2へ応募する事業については、過年度と比べた場合のテーマの新規性を他の継続案件に比べて高い要求水準で評価することとし、新規性が全くない提案は採択対象とはならない。 ・ 事業内容が、相手国の計画・戦略に位置付けられた又は合致した内容の場合は加点する。 ・ 本邦都市が脱炭素先行地域に選定されており、脱炭素先行地域における取組やノウハウのパートナー都市への展開が計画されている場合は加点する。 ・ 優先国以外の場合は、当該国の JCM パートナー国となる可能性を踏まえて評価を行う。
	② CN 宣言等の実現可能性（決意・コミットメントのドミノ）	・ 本事業中又は事業後に、パートナー都市全体又は一部（団地・街区レベル）の CN 宣言の実現に至る見込みを評価する。CN 宣言済みの都市においては野心向上の実現性を評価する。
	③ 脱炭素技術等の導入に向けた基盤整備の実現可能性（実行のドミノ）	・ 環境インフラ導入促進の前提となる制度構築・計画策定支援について、内容及び計画の具体性を評価する。 ・ なお、他都市・地域への展開計画が含まれる場合は加点する。
	④ 脱炭素技術等の導入の実現可能性（実行のドミノ）	・ 本事業中又は事業後に、パートナー都市の JCM を通じた脱炭素技術導入の実現に至る見込みを評価する（本邦技術であり優位性があるか、他都市・地域への展開可能性が高く、先進性があるか、JCM 実施経験のある事業者の参画有無、商工会議所及び金融機関等との連携体制等）。 ・ また、JCM 以外の JICA 等の他の公的資金支援スキームを活用したプロジェクトや、民間ベースでのプロジェクトによる脱炭素技術・その他の環境対策技術の導入見込みを評価する ・ 他都市・地域への展開計画が含まれる場合は加点する。 ・ 脱炭素技術の導入とは、国内メーカーの EPC 受注、地域商社の事業参画、地方銀行の海外事業への投資等を含む。

	⑤ マルチベネフィットの実現可能性	・ パートナー都市の脱炭素移行と強靱化、循環経済、ネイチャーポジティブ経済、大気汚染対策等マルチベネフィットへの寄与度を評価する。(環境に関するものに限らない)
	⑥ 応募事業の費用対効果	・ 事業期間又は事業後の温室効果ガス削減見込みについて、費用対効果について評価する。 4,000 円/t-CO2・年以下であれば 5 点 4,001 円/t-CO2・年以上 5,000 円/t-CO2・年以下であれば 4 点 5,001 円/t-CO2・年以上 6,000 円/t-CO2・年以下であれば 3 点 6,001 円/t-CO2・年以上 7,000 円/t-CO2・年以下であれば 2 点 7,001 円/t-CO2・年以上 8,000 円/t-CO2・年以下であれば 1 点 8,001 円/t-CO2・年以上であれば 0 点とする。
	⑦ 応募事業の温室効果ガス削減量	・ 事業期間又は事業後の温室効果ガス削減見込みについて、削減量総量について評価する。 100,000t-CO2/年以上であれば 5 点とする。 50,000t-CO2/年以上、99,999t-CO2/年以下であれば 4 点 10,000t-CO2/年以上、49,999t-CO2/年以下であれば 3 点 5,000t-CO2/年以上、9,999t-CO2/年以下であれば 2 点 1,000t-CO2/年以上、4,999t-CO2/年以下であれば 1 点 999t-CO2/年以下であれば 0 点
2	① 配置予定の管理技術者の手持ち業務	・ 配置予定の管理技術者の手持ち業務量(除 本業務)は適切かについて評価する。 1 件以下あれば 5 点 2 件あれば 4 点 3 件あれば 3 点 4 件あれば 2 点 5 件あれば 1 点 6 件以上あれば 0 点 とする。
	② 配置予定の管理技術者の適性	・ 配置予定の管理技術者の技量は適切かについて評価する。
3	過去における JCM 事業の採択実績	・ 本邦都市とパートナー都市との都市間連携事業において、過去 3 年以内に 2 件以上あれば 10 点、1 件あれば 5 点とする。
4	ISO14001、エコアクション 21、エコ・ファースト制度、エコステージ、地方公共団体による認証制度のうち、第三者による環境マネ	・ 事業者の経営における事業所(以下「本社等」という)において、ISO14001、エコアクション 21、エコ・ファースト制度、エコステージ、地方公共団体や国際非政府組織等による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得の有無を記載し、有の場合は認証の名称を記載するとともに、証明書の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期

	ジメント認証取得の有無	間中であること。又は、現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。（別添5参照）
5	組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定等） ・プラチナえるぼし（※1） 5点 ・えるぼし3段階目（※2） 4点 ・えるぼし2段階目（※2） 3点 ・えるぼし1段階目（※2） 2点 ・行動計画（※3） 1点 ※1 女性活躍推進法（令和2年6月1日施行）第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定・くるみん認定） ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定（新基準※4） 3点 ・くるみん認定（旧基準※5） 2点 ※4 新くるみん認定（改正後認定基準（平成29年4月1日施行）により認定） ※5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第3項の経過措置により認定） 若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定） 4点 ※ 複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。
6	2050年カーボンニュートラルに向けた温室効果ガスの排出削減目標	・2050年またはそれ以前のカーボンニュートラル達成(scope1+2)など、申請者が設定している温室効果ガスの排出削減目標を記載する。 さらに、中間目標(例：2013年度比2030年46%以上の削減)、scope3の削減目標等を設定している場合は、それらも記載する。 ※目標は原則として公表しているものとし、当該目標が掲載されているウェブページのURLを記載するか、該当資料を添付すること。

	・申請者のデコ活応援団参画の有無を記載すること。 ・申請者のデコ活宣言実施の有無を記載すること。
--	---

7 応募に当たっての留意事項

- (1) 契約時に、環境省と調整した実施計画書（事業概要、実施方法・内容、実施体制、スケジュール等を含む）を作成すること（本事業に採択された場合には、環境省と業務委託契約を締結する）。
- (2) プレスリリースやイベントの開催等においては、環境省担当官と相談の上、本事業下で行うものである旨を明示すること。
- (3) 実施計画から変更が生じる場合は、環境省担当官と協議を行うこと。万一応募者の責に帰すべき事情により、事業が中止された場合には、中止されるまでに要した経費の支払ができない可能性がある。
- (4) 本事業の実施期間中において、環境省が求める定期的な進捗状況の報告やヒアリング等への対応、検討会等への参加、広報・啓発事業への協力（国内外での成果発表会等への出席など）及び会計帳票の検査への協力（2回程度／年。事業実施期間後の実施もあり得る）を依頼する場合がある。
- (5) 採択事業者は応募事業の実施後、委託費の支出内容を明らかにした委託業務精算報告書を環境省担当官に提出する。環境省において委託費の確定後に、精算払請求書を提出していただき、環境省より費用を支払う。
- (6) 「8 応募の方法（1）応募書類の書式（応募様式）」の④に複数年度の事業計画提出が含まれているが、本事業は単年度契約であり、令和8年度以降の契約を保証するものではない。

8 応募の方法

（1）応募書類の書式（応募様式）

応募に当たり提出が必要となる書類は以下の書類とする。応募書類の作成に当たっては、所定の様式に従って作成すること。

① 応募書類（別添1）

Pdf 形式に変換し、画像等軽量化に努めた上で提出すること。

② 調査事業概要（別添2）（パワーポイント、様式有、和文・英文 A4 判各1枚）

応募事業の内容、調査の対象となる脱炭素プロジェクト、海外都市支援の取組を明確にすること（外部公表予定）。

③ 本邦都市とパートナー都市間の支援・協力・案件調査等の取組実績（エクセル、又はパワーポイント、様式自由、和文・英文）

取組実績は自治体間の連携に限らず、国際協力機構（JICA）や経済産業省等の調査活用実績も含めて記載すること。

④ 本邦都市とパートナー都市間の支援・協力・案件調査等の事業計画（エクセル、又はパワーポイント、様式自由、和文・英文）

新規案件は、申請する事業期間の計画は提出必須とするが、2ヶ年以下の事業期間の場合、3ヶ年目の計画の提出は任意とする。過年度にすでに複数ヶ年で事業提案をしている案件は、昨年度当初予定と実績が比較できるよう記載したうえで、残年数分の計画を提出すること。

⑤ 応募事業概要書（別添3）

日本語版・英語版ともに記載して提出すること。

⑥ 団体概要（様式任意）

複数の者が共同で応募を行う場合は、各々について、その会社概要がわかる資料を提出すること。

⑦ JCM 事業採択実績（過去3年以内）（様式任意）

⑧ 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況（コピー可）

⑨ 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況（コピー可）

⑩ ステークホルダーからの応募事業への関心表明レター及びその和訳（コピー可）

⑪ 令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）のコピー

（2）応募書類の提出方法

事前に、応募の意向を以下の提出先宛に電子メールで連絡すること。電子メールの件名は、「（本邦自治体を記載-パートナー都市を記載）令和7年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務応募」とする（件名が異なる場合電子メールは不達となる）。メールを受信次第、環境省より環境省ネットワークシステムのファイル受け渡しサービスを設定するので、そこに応募書類をZIP化せずにアップロードすること（応募者独自のファイル転送サービスの利用、及び、応募書類をメールに直接添付しての提出は受け付けない。）。

受付期間以降に環境省に到達した書類のうち、遅延事由が環境省側に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けられないため、十分な余裕をもって応募すること。

書類提出後に環境省から確認メールが返信されない場合は、書類は不達であるので注意すること。

提出先：

環境省地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室

担当：原田、富田

TEL:03-3581-3351（代表）内線：22650

E-mail：chikyu-kyoryoku@env.go.jp

（3）応募に必要な提出物

- ・添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をすること。特に図表等を挿入する場合は、十

分注意すること。

- ・当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しない。このようなファイルは速やかに破棄・削除するものとする。
- ・また、Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものを提出すること。Windows で展開できない状態で送付された場合は審査の対象とならないので注意すること。

(4) 応募期間

令和7年4月25日（金）～令和7年5月30日（金）16時（日本時間）

9 応募に関する質問の受付及び回答

(1) 受付先

環境省地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室

E-Mail : chikyu-kyoryoku@env. go. jp

(2) 受付方法

電子メールにて受け付ける（電話、来訪等による問合せには対応できない）。電子メールの件名は、「令和7年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務公募に関する問合せ」とし、質問事項と[1]事業者名、[2]所属部門名／役職名、[3]担当者氏名、[4]連絡先電話番号、[5]連絡先電子メールアドレスを記載すること。

(3) 受付期間

令和7年5月12日（月）まで

(4) 回答

令和7年5月16日（金）までに、電子メールにより行う。

10 公募のスケジュール

公募開始	令和7年4月25日（金）
質問受付	令和7年5月12日（月）
回答	令和7年5月16日（金）
応募書類提出	令和7年5月30日（金）16時まで
ヒアリング	必要に応じて別途連絡
選考結果通知	令和7年6月下旬頃（予定）

11 業務委託契約について

(1) 業務委託契約の締結

環境省は、採択された団体内で主たる業務を行う者を代表者とし代表者1社との間で業務委託契約を締結する。複数の者での共同実施を行う場合は、代表者と共同実施者との協定書もあわせて提出いただく。

(2) 支払金額の確定方法について

支払金額は委託契約書において定められる上限額と委託業務に要した実費のうち低い額を支払金額として確定する。委託業務に要する費用を証明する書類の提出を

環境省の求めに応じて遅滞なく提出する必要がある。なお、当該書類の提出は委託業務実施中にも求める予定である。

支払対象に関し、環境省から代表者の担当者へ事務手続きマニュアルを送付する。主要な事項は以下のとおり。

- ① 人件費については、当該業務に従事した時間を証明する書類を作成していただく。
- ② 受託者の内部規程等で定める率又は合理的な方法により算出したと認められる率を使用することを原則とするが、受託者において使用する率の内部規程等が存在しない場合又は合理的な算出が困難な場合は、環境省が定める率（15％）を使用することとし、その比率内の経費を計上する。
- ③ 支払対象に認められる費目には制限がある。

（3）支払金額に関する注意事項

応募者の責に帰すべき事情により、採択された事業を中止した場合、中止されるまでに要した経費を支払うことができない可能性がある。

1 2 その他

- （1）環境省担当官への働きかけ・陳情等により、審査の公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査及び採択対象から除外する。
- （2）採否を問わず、審査結果に対する意見には対応できかねるので、予め了承願いたい。
- （3）応募書類について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者の応募は無効とする。
- （4）応募書類作成に要する費用は応募者の負担とする。
- （5）応募書類の提出後、補足資料の提出を求める場合がある。その場合、遅滞なく当該資料を提出すること。

以上

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、企画書等の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当

介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。